

第7回(平成30年(2018年)1月30日)協議会では、各会派からの意見表明及び委員間協議が行われました

維新

辻(淳)委員



- ▶ 二重行政の解消を制度として担保することで大阪の成長を確実なものに
- ▶ 前回の住民投票を受けて、大きく改善された制度素案が提示された
- ▶ 特別区の設置で二重行政の口は永遠に発生しない

自民

花谷委員



- ▶ 前回の住民投票で否決された案と本質的に何も変わっていない
- ▶ 現在の住民サービスを低下させないとしているが、制度的に担保されていない
- ▶ これ以上協議を進めても無駄、特別区の議論を終わらせるべき

要旨

- ◆大阪府市再編の大きな目的の一つが「広域行政の一元化」であり、西日本経済の中心地として、大阪の強い都市戦略が実現する。
- ◆現在、同一の会派から知事、市長が選出されるという「非常に稀」なケースのもと、ここ数年の大阪の成長は目覚ましいが、人間関係のみによる話し合いでは限界。二重行政の解消を制度として担保することで、大阪の成長を確実なものにする。
- ◆前回の住民投票を受けて、大きく改善された制度素案が提示された。
  - ・大阪の特別区は、住民に身近なサービスを総合的に担う、東京特別区より充実した基礎自治体とされた。
  - ・大阪府が実施している特色ある住民サービスは適正に承継された上で、地域の状況やニーズを踏まえながら内容や水準の維持に努めることが明記された。
  - ・サービス水準の維持は、財政調整制度で事務分担に応じた財源が保証されること、その財源は財政シミュレーションに織り込まれていることが確認できた。
  - ・地域コミュニティの維持や窓口サービスの継続のため、現在の24区単位で地域自治区を設置するなど、住民自治にも十分配慮されている。
- ◆特別区の設置により、大阪府が提供している現行の基礎自治サービスはしっかりと確保された上で、より地域にあった行政が展開される。広域行政においては二重行政の口は永遠に発生しない。

要旨

- ◆特別区素案は、前回の住民投票で否決された案と本質的に何も変わっていない。前回、さまざまな指摘があった大きな一部事務組合が今回も設置される。
- ◆素案では、大阪府に配分された財源は、現在、大阪府が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するとしているが、それなら大阪府を存続させ、大都市行政を行うのが自然。
- ◆財政調整では、庁舎整備などの特別区設置に必要な経費が織り込まれておらず、万博、うめきた、淀川左岸線などの大型事業は、府と特別区の負担割合が決まっておらず、財政シミュレーションにも入っていない。
- ◆現在の住民サービスを低下させないとしているが、制度的に何ら担保されておらず、住民サービスが維持される保証はどこにもない。
- ◆前回、再編効果額と言っていたものは、大阪府のままでも発生する効果であることが明確になった。大都市制度の議論は必要ないことが明らか。
- ◆合区を前提とした総合区案についても、現状のままでよいという意見が多く、住民の理解が浸透しているとは思えない。
- ◆もはや各会派の考えは明らか。これ以上協議を進めても無駄ではないか。特別区の議論を終わらせるべき。

公明

八重樫委員



- ▶ 大阪市の独自サービスは、特別区となった場合、維持できるのか
- ▶ 制度的に広域機能一元化をしなければ生み出せない財政経済効果はあるのか
- ▶ 総合区制度が大阪のめざす自治体改革としてふさわしい姿

共産

山中委員



- ▶ 大阪府を廃止し、半人前の特別区に分割するもので地方分権の流れに逆行
- ▶ 区政会議の発展など、大阪府の自治の仕組みづくりに全力を尽くすべき
- ▶ 大阪府の廃止、特別区への分割はまさに百害あって一利なし

要旨

- ◆大阪府は大きな財源をもって、大阪府からの制約を受けることなく、独自でサービスを実施してきた。その象徴が敬老パスや中学生への塾代助成、幼児教育の無償化、子ども医療費の助成などであるが、特別区となった場合、果たして維持できるのか。
- ◆特別区素案において、住民サービスの内容や水準の維持に努めることが示されているが、何ら法的拘束力はないことが確認された。また、独自の住民サービスを継続できる予算が確保されるのか、本当に財政調整交付金が十分に手当てされるのか、検証が必要。
- ◆大阪府と特別区の財源配分は、大阪府議会でも可決が必要。府議会議員88人のうち、大阪市内選出議員は27人。敬老パスのような、他の市町村住民にはないサービスを特別区民だけに優遇する制度が大阪府議会でも可決されるかは疑問である。
- ◆広域機能の一元化についても、この6年間で推進されてきた。一元化したことによる行政コストの削減効果はどれほどあったのか、制度的に一元化しなければ、生み出せない財政経済効果はあるのか、今後、検証・議論が必要。
- ◆政令指定都市である大阪府というスケールメリットを活かしつつ、また高度で専門的なサービスを残したまま、住民自治の拡充も図れる総合区制度が大阪のめざす自治体改革としてふさわしい姿。

要旨

- ◆特別区素案の意味するものは、政令市大阪府を廃止し、市町村の責任である消防などの基礎自治体の役割を担う大・大阪府を立ち上げる一方、権限も財源も一般市町村にも遠く及ばない半人前の自治体である特別区に分割するというもので、地方分権の流れに逆行する。
- ◆広域機能を一元化しても広域インフラが進むわけでも、大阪の成長が図られるものでもない。大阪の成長は政策の中身が問題。インバウンドなど外需頼みではなく、中小企業対策や社会保障の充実などで市民や働く人の懐を温めて、家計消費など内需を拡大する政策こそ必要。
- ◆1人の指揮官になれば何でもできると考えるのは間違いで、二元代表制のもと、議会の意思も当然ある。
- ◆ニアズバターのためには、区政会議を地方自治法に基づくものに発展させるなど、住民の声が届き、住民が積極的に市政に参画できるよう、大都市における自治の仕組みづくりに全力を尽くすべき。
- ◆6区案では赤字続きで財政調整基金も遠からず底をつき、結局、住民施策に大鉦を振るわざるを得ない。4区A案では、第一区が85万人、第三区でも70万人と政令市並みで、いわゆるニアズバターも看板倒れ。
- ◆大阪府の廃止、特別区への分割には道理もないばかりか、まさに百害あって一利なし。